

平成 23 年第 5 回更別村議会臨時会会議録

平成 23 年 11 月 8 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

議 事	
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 5 回更別村議会臨時会を開会いたします。 (10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 23 年第 5 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変ご多忙の中、それぞれご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 農作物の収穫も終えようとしてございますが、目標とする生産には厳しい状況となっております。 しかしながら、今年の極端な天候不順を考えますと、生産者皆様のご努力に敬意を申し上げたいと存じます。 さて、T P P 参加という大問題であります。農業地帯に生きる私どもの切実なる訴えを全く聞き入れようとせず、また何の説明もなく今月の 12、13 日に開催される A P E C 首脳会議で参加を表明しようとしております。 特に本村のような農業地帯において、地域の崩壊につながる T P P 参加は断固阻止しなければならないと思っております。 従来にまして議会を始め、村民のご理解とご協力をお願いするものであります。 本臨時会は、村公園エリアのパークゴルフ場及び関連施設プラムカントリーであります。そこに指定管理者制度を導入するための条例改正をお願いするものであります。 本施設への指定管理者制度を平成 24 年 4 月 1 日から導入を予定しており、手続の関係上本臨時会の開催をお願いしたところであります。 よろしく願いを申し上げ、招集のご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。

議	長	ただちに本日の会議を開きます。(10 時 02 分)
議	長	本日の議事日程はあらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、2 番高橋さん、3 番赤津さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 高橋議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 5 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 11 月 8 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、会期は 1 日間と決定しました。 日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	日程第 5、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行ないます。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
議	長	これで質疑を終わります。 日程第 6、議案第 64 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

	提案理由の説明を求めます。 岡出村長 議案第 64 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村公園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 1 の理由といたしまして、更別村公園設置条例において、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者制度の導入を可能にするため、この条例を制定しようとするものでございます。 2 の要旨でございますが、指定管理者制度導入に際し、村長が公園管理を指定管理者に行わせること、指定管理業務の範囲、指定管理者が利用料金を収受すること、及び指定管理者期間満了時に原状に回復させることなどを定めるものでございます。 改正内容につきましては、笠原産業課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。 以上提案説明といたします。 笠原産業課長 (議案第 64 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った) 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 3 番 赤津さん 今回の改正についてであります。私にとっては唐突で拙速気味かなというような気がいたします。その理由といたしましては、指定管理にするということは 3 つの要素、1 つは指定管理者がそれなりに赤字にならない、そこそこの運営をしなければならないことが 1 つと、村にとってもただ預けたからということで現状よりも悪くなったのでは全然話にならない。利用者が今の現状よりも果たして指定管理になって良くなるか、ならないか。そういったことをきちんとした精査というか、その辺の理由、内容が見えてこないというような気がいたします。その点をどのように考えているのか。それと拙速気味ではないのかということとは、今までこの話はここに来て急に出了たような気がするのです。指定管理は将来的には良いのですけれども、ちょっと早いのではないのか。それとここに出したのだったら 24 年からやるとなるとギリギリのタイミングです。業者が果たしているのか、いないのか。その辺はここでは答える必要はありませんけれども、少なくとも最低でも複数くらいの業者がいてやってみたいという情報も我々の耳には入ってきていない状況です。果たしてその中で、もしもそういうことが出来なければどんなふうになるのかなという懸念があるものですから、その辺を含めて総体的に答弁をお願いしたいと思います。
村 長	
産 業 課 長	
議 長	
3 番赤津議員	

議
村

長
長

岡出村長

この問題は長い議論があったわけでありまして、指定管理者制度を導入する平成 17 年に第 1 番の方法というのはプラムカントリーだったわけです。そして並行して道の駅とそれに伴うオートキャンプ場、ただこのプラムカントリーについては、なお検討が必要ということで今日まで来ているわけでありまして。そして道の駅等は 18 年から行ってまいりまして、同時に行政区会館も指定管理者にしてきた。その中でなぜこれが遅れてきたかということでございますけれども、やっぱりこれまで準備期間、有効に利用されるか等、勘案した時にこれまで慎重な検討が必要であったということでございます。ただし、この管理につきましては、長く同じ業者が委託を担っていただいているわけでありまして、この管理につきましては十分業者も管理方法等を熟知しているわけでありまして。その中で今年、12 月には道の駅、カントリーパークの指定管理者の更新をご審議願うことになってございますが、やはりその時期に合わせてプラムカントリーもこのような方向に持っていきたいということでございます。そしてここでカントリーパークの利用者減もあるところでありまして、発想の転換というか、そういうことを私は期待をしているところでありまして。当然、ご質問の中の業者は利益を求めなければならないという部分は大事なことでありますので、指定管理者制度を導入するにあたってもしっかりと経費を見て、きちんとやれば確保出来るような考えで指定管理者制度に移行したいと思っておりますし、やはり利用の促進の面では新しい発想の元に民間の考えを導入しながら利用者促進を図っていただく、そういう転換期でもあると思ってございますので、今回唐突のように思いますが、私は従来からこの指定管理者制度に移行していききたいということを申し上げてきておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。また何かご質問をいただければと思います。

議

長

3 番赤津議員

3 番 赤津さん

村長の話も理解出来ないわけではありません。

指定管理にして本当に愛好者が本当に現在よりも良くなるか、ならないかが 1 番疑問なのです。そのことが今よりも本当にどうなるのかなという懸念もするものですから、今それでなくてもパークゴルフの人口は総体的には増えておりますけれども、各町村に出来ておりますのでグレードの高いコースが求められております。札幌方面では今更別村がやっているようにラフの刈り方、平面刈りは駄目です。絶対に今は更別村のようにしないと駄目なのです。それがまたグレードがゴルフ場のような 1,500 円出しても来るようなコースを作らなかったらこれからどんどん駄目になると思います。ですから、更別村の場合は施設は村であんなに立派なトイレから駐車場から全部出来ているので、刈り方とそういった面で、指定管理にするとその部分でどういうふうにするのか研究が大事

議
村

長
長

だなど、これは業者の話なのですから。

そういう面でもしもそういうことになるとその辺を厳しく指導して欲しいなと思っています。

それと原状回復というのは具体的にどういうことですか。

岡出村長

先程、指定管理者を受ける業者がいるか、いないかというような心配がご質問の中にございましたけれども、私は必ず指定管理者を受けていただく業者はいると思ってこれを進めているところであります。これは2社になるか、3社になるかは別として、そういうことを確信を持って言っているわけでありまして、そしてこれまで年々、右肩下がりの利用になってきております。私はここら辺で1回このことについても検証しなければ指定管理者に持っていったとしても利用者が減っていく中では利益も上げられないし、安定した経営は望めないということで利用料金の検討もしなければならないと思っていますところであります。現在、利用料金につきましては管内の状況は約半分が無料、あとの半分は有料なのですが、おおよそ大半は1日200円というのが普通なものです。300円というのは更別村と1町がございますが、これが最高ランクにあるわけでありまして、利用料金も指定管理者に持っていくためには十分なる検討が必要であると思っています。とにかく新規の利用者がここに来て本当に少ないわけでありまして、新規の利用者の開拓という面ではやはり指定管理者と決まった段階ではその点の方策を練り上げていかなければなりませんし、芝の管理におきましてはトーナメントとしてはグレードが高くて非常に素晴らしい反面、一般の初心者の方々がラフに入ったら出ないから利用しづらいという意見が私どもに多く寄せられているところでもあります。その辺を利用者の拡大を図る面から芝の刈り方についても十分に研究していかなければなりませんし、指定管理者ともその辺をきちんと打合せをしながら進めていかなければならないと思っています。いずれにしても長くプラムカントリーを行ってきているわけでありまして、やはりここへきて私は大胆に検証し、また経営方針を変えていく必要があると思っていますところでございまして、その辺のことについてはご理解をお願いするものであります。

議
産 業 課

長
長

笠原産業課長

原状回復につきましては、13条の条文どおり指定管理の期間が3年間の期間が満了した場合は今の状態で返していただくということでございます。もしくは途中で業者が取り消されたような場合は、そこまでの業務はしっかりやっていただきましてその状態で返していただくという意味でございます。

議
村

長
長

岡出村長

ちょっと補足をさせていただきますけれども、指定管理者制度になりますと例えばあそこの駐車場に物販施設を設けるとか色々な展開を村

議長
7 番本多議員

との協議の中で認めれば出来るわけです。商業活動を拡大することは出来るわけでありまして、その中で独自に施設をしたものにつきましては契約期限が満了する時に戻して下さいということでございますので、その辺ご理解を下さい。

7 番 本多さん

指定管理者制度というのは、村にとっては経費の節減ということだと思ふのです。それと利用者にとってはサービスの向上といったことなのですけれども、この施設は毎年の決算を見ますと維持管理費で 14,500 千円程かかっています。そういった経費の部分で今後は村としてどの位の削減を考えておられるのか。またそういうことは考えないで今の施設を皆に利用していただくためにただやるのか伺いたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

これまでにかかった経費を 1 回徐々に精査をさせていただきたいと思っています。その中であそこは村の観光施設として大変重要なところでもございますので、経費を切り詰めて利用者が減ってしまつては何にもならないわけでありまして、その辺のバランスも考慮しながら指定管理者とは契約をしていきたいと思っております。その中で何パーセント削減するかという目標は今のところ精査をしてございませんので、ただ削減ありきではないということを申し上げておきたいなと思っております。やはり村民の方々が理解を得られるような費用、効果を上げることが私は重要であると思っております。

議長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

この公園設置条例の中にはプラムカントリーの他にふるさと館もこの条例の中に該当すると思ひます。それでこういう指定管理者条例を追加していくとふるさと館も指定管理というような考えはあるのか。

議長
村 長

岡出村長

ふるさと館は整備した時の目的が農業振興を前面に打ち出してきたところもございまして、これを本当に将来指定管理者に持っていっていった方が良いか、これはまだ議論を煮詰めてございまして、その辺は今後の課題といたしたいと思ひます。

議長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

もしプラムカントリーとふるさと館と 2 つ合わせての利用を考えている指定管理者が現れて、この条例の中にあるようにふるさと館も含めて欲しいというような要望があった場合でも今の村長の考えでいくということですか。

議長
村 長

岡出村長

今回はパークゴルフ場とプラムハウスと開発で整備した駐車場のトイレ、そういうものを指定管理者の対象施設として考えているところでありまして、総体的にやった方がより効率が良いいということになれば更新の時に見直しを図る必要もあると思ひますが、今回 3 年間を期限とし

議長
3 番赤津議員

て考えてございますので、今回の指定管理者制度につきましてはパークゴルフ場、プラムハウス、トイレとやってまいりたいと思っております。

3 番 赤津さん

指定管理にすると、一切あそこの権利というかパークゴルフ場そのもののエリアの指定管理全てを責任持って全部やると理解して良いのですか。1 つの例として、あそこは公認コースです。公認コースの公認代金を更新しなければならないと思います。そういった分野もまた色々出てくると思うのです。その辺の詰めもこれから大事なかなと思うのです。そういった場合の経費を指定管理者が出すのか村が出すのか。

議長
村 長

岡出村長

これは公認コースを取ることは将来にとって重要だと思っております。そこで公認コースを取る経費を業者が持つのか、村が持つのかの議論については指定管理者と精査をさせていただきたいと思います。いずれにしても公認コースは取っていく考えでございます。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

ふるさと館はこの後に考えていきたいということなのですが、すももの里は正しくはどういう管理になっていくのですか。

議長
村 長

岡出村長

すももの里も今は委託方式でやっているのと、すももの里の方もお願いしてやっているわけですが、あそこのエリアをトイレまで管理していきたいと思っておりますので、すももの里も含めていきたいと思っております。前回、議会の中でもご質問がございましたけれどもすももも更別村の名物となってきたでございますので、すももを想定した色々な商品の販売だとかすもも開花時の花見をやるとか色々なことが考えられるわけです。ですから私どもはふるさと館を別として一体的に指定管理者に移行して事業展開については十分精査をして指定管理をしてまいりたいと思っております。

議長

他に質疑はありませんか。

議長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第 64 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

議

長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。
これにて平成 23 年第 5 回更別村議会臨時会を閉会いたします。
(10 時 35 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 11 月 8 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 赤 津 寛一郎